

定 款

一般社団法人天然髪染普及協会

平成28年1月17日作成

一般社団法人 天然髪染普及協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人天然髪染普及協会と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を沖縄県那覇市に置く。

(目的)

第3条 当法人は「髪染剤」や日常家庭で使用される商品に含まれる有害物質による疾患や「乳癌」「子宮癌」等の女性特有の癌撲滅を目指し、啓蒙活動や事業活動等によって推進していく事を目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 安心・安全な髪染剤の開発並びに普及。
- (2) 関係専門家による講演会やセミナーの開催。
- (3) 美容室・理髪店での髪染事情に関する調査、研究、会員への情報・資料の提供。
- (4) 髪染剤の安全性を目的にした研究と交流発表会の開催並びに懇親会及び懇談会の開催。
- (5) 乳がんの減少を目指して専門ドクターによる講演会の開催。
- (6) 乳がん患者と女性の交流活動を通しての啓蒙活動。
- (7) 乳がん関連関係団体への支援活動。

- (8) 会員相互の連絡、協議並びに関係諸団体・業界との連絡。
- (9) 電子媒体、紙媒体による会報の発行。
- (10) 前各号に附帯関連する一切の事業。

(機関の設置)

第5条 当法人は、社員総会及び理事会、監事を置く。

第2章 会員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員及び賛助会員を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員…年会費金10,000円〔入会条件…当法人主旨に賛同頂ける方で、天然髪染の普及に携わる方〕個人又は団体。
- (2) 賛助会員…年会費金5,000円〔入会条件…当法人主旨に賛同頂ける方〕個人又は団体。
- (3) 特別会員…年会費金3,000円〔入会条件…当法人主旨に賛同頂ける専門家・団体〕

(入会)

第7条 当法人に入会を希望するものは、理事会が別に定める入会申込書に必要事項を記載し、理事会の承認を経て入会するものとする。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第 9 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第 10 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときには、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 11 条 前 2 条〔第 9 条・第 10 条〕の場合のほか、会員は、以下のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して 1 年以上なされなかったとき。
- (2) 正会員全員が同意したとき。
- (3) 個人会員が死亡し、又は団体会員が解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 12 条 会員が前 3 条〔第 9 条・第 10 条・第 11 条〕の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第14条 社員総会は、正会員及び賛助会員（以下、社員という）をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、その社員の有する口数に應ずるものとする。

3 社員の口数は社員総会で定める別途規約によるものとする。

(権限)

第15条 社員総会は、法人法に規定する事項及び次の事項を議決する。

(1) 入会の基準並びに会費の金額

(2) 会員の除名

(3) 役員を選任及び解任

(4) 役員報酬の額又はその規定

(5) 各事業年度の事業報告及び決算報告

(6) 定款の変更

(7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け

(8) 解散及び残余財産の処分

(9) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止

(10) 理事会において社員総会に付議した事項

(11) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

2 前項の規定にかかわらず、個々の社員総会においては、第17条第3項の書面に記載した目的及び審議事項以外の事項は、議決することができない。

(開 催)

第 16 条 定時社員総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき。
- (2) 議決権の 10 分の 1 以上を有する社員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。
- (3) 前項の請求をした社員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。
 - ① 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合。
 - ② 請求があった日から 6 週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられない場合。

(招 集)

第 17 条 社員総会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。ただし、すべての社員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 理事長は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 2 週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに通知しなければならない。ただし、社員総会に出席しない社員が書面によって議決権を行使することができるとするときは、2 週間前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 18 条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故等の支障があるときは、その社員総会において、出席社員の中から議長を選出する。

(決 議)

第 19 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 公益目的事項を行うために不可欠な特定の財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに前項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 25 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理・書面による行使)

第 20 条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

3 理事又は社員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。

(報告の省略)

第 21 条 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 22 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

(社員総会規則)

第 23 条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第 4 章 役員等

(種類及び定数)

第 24 条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 20 人以内

(2) 監事 1 人以上 2 人以内

2 理事の内 1 名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。又 10 名以内を副理事長とすることができる。

3 代表理事以外の理事の内 1 名を業務執行のための専務理事とすることができる。

(選任等)

第 25 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって各々選定する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事もしくは使用人を兼ねることができない。

4 理事の内、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6 当法人が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、理事又は監事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第 26 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務・権限)

第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員及び監事の任期)

第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 25 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解 任)

第 29 条 役員及び監事は、社員総会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数決の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第 30 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第 31 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取扱いについては、第46条に定める理事会規則によるものとする。

(責任免除)

- 第32条 当法人は、役員及び監事の法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 当法人は、外部役員及び監事の間で、法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(名誉会長及び顧問)

- 第33条 当法人に、名誉会長及び若干名の顧問を置くことができる。
- 2 名誉会長及び顧問は、社員の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長及び顧問の職務)

第 34 条 名誉会長及び顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。

第 5 章 理事会

(構成)

第 35 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 36 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長、副理事長、専務理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
- (6) 第 33 条第 1 項の責任の免除及び同条第 2 項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第 37 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎年 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面を持って理事長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。

(招 集)

第 38 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び法人法第 101 条第 3 項の規定に基づき監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、前条第 3 項第 2 号又は法人法第 101 条第 2 項に該当する場合は、その日から 2 週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに、各理事及び監事に対して通知しなければならない。

(議 長)

第 39 条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。

(決 議)

第 40 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、理事の

過半数が出席し、その過半数の賛成を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

2 前項の場合において、議長は、理事として決議に加わることはできない。

(決議の省略)

第 41 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 42 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、法人法第 91 条 2 項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第 43 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事会規則)

第 44 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第 6 章 会 計

(事業年度)

第 45 条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第 46 条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供する。

(事業報告及び予算)

第 47 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項第3号から第6号までの書類については、法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、前項中、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の規定により報告され、又は前項の規定により承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え

置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 48 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 7 章 定款の変更、解散

(定款の変更)

第 49 条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解 散)

第 50 条 当法人は、法人法第 148 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議により解散することができる。

第8章 事務局

(設置等)

第51条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第52条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第53条 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(公告の方法)

第54条 当法人の公告は、官報に掲載する方法による。

第10章 附則

(委任)

第55条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(最初の事業年度)

第56条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の設立の日から平成28年3月31日までとする。

(法令の準拠)

第57条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

(設立時社員)

第58条 当法人の設立時社員は、次のとおりとする。

設立時社員	伊集 喜郎	沖縄県南城市知念字久原625番地1
設立時社員	城間 良子	沖縄県中頭郡西原町字棚原814番地
設立時社員	具志堅 勝文	沖縄県国頭郡本部町字大浜33番地
設立時社員	仲里 盛雄	沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山1682番地

(設立時役員等)

第59条 当法人の設立時役員等は、第25条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

設立時理事	西野 雅三	田村 和志	座波 一	佐久本 典充
	呉屋 良昭	津覇 賢治郎	鈴木 恵子	
設立時監事	稲福 純子	金城 弘明		